令和7年 第5回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.5.1	許可
	2	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.5.1	許可
議案第2号	1	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.5.1	承認 (進達)
	2	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.5.1	承認 (進達)
	3	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.5.1	承認 (進達)
	4	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.5.1	承認 (進達)
	5	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.5.1	承認 (進達)
議案第3号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃貸借)	R7.5.1	承認
	2	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借)	R7.5.1	承認
議案第4号	1	非農地証明願いについて	R7.5.1	許可
報告事項	1	農地法第18条の規定による合意解約通知について	R7.5.1	受理

令和7年 第5回農業委員会総会議事録

1・会議名 有田町農業委員会 第5回総会

2 · 日 時 令和7年5月1日(木) 午後15時00分~16時12分

3・場 所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4 • 付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について 2件

議案第4号 農地証明願いについて 1件

報告事項 農地法第18条の規定による合意解約通知について 1件

5 · 出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	0	前田 邦彦	4	0	佐藤 春菜	7	0	石橋 哲徳
2	0	田代 修一	5	0	石橋 一也	8 (副会長)	0	岩永 嘉之
3	0	池田 美由紀	6	0	林 直司	9 (会 長)	0	藤 一郎

最適化推進委員

_	川内 清	高橋 哲宏	宮西 正弘
_	吉永 幸勝	堀 敏彦	岳川 淳彦

農業委員会事務局 江口恵美 坂井資幸

○農業委員会総会議事録

○事務局

只今から令和7年第5回有田町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに 藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

~会長挨拶~

○事務局

ありがとうございました。

只今の出席委員は9名中9名です。

定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長にお願いいたします。

○議長(会長)

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく ことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、6番(林 直司)委員、7番(石橋哲徳)委員によろしくお願いいたします。

審議に入る前に報告事項を先に行いたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書P43の報告事項をお開き下さい。

○○地区・○○さんと○○地区・○○さんで結んでいた使用貸借を解約されます。

以上報告します。

○議長(会長)

報告事項について説明が終わりました。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問が無いようですので、これで報告事項を終了します。

続きまして、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP1が申請内容で、P2に位置図、P3に航空写真を添付しています。 ~資料の読み上げ~

○議長(会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

4月28日、正副会長と〇〇委員、事務局と私にて現地を確認してまいりました。現地をP2の位置図で説明しますと、左下に〇〇があり右に行くと〇〇方面になります。〇〇から50mほどでしょうか〇〇方面へ行った左奥になります。申請地隣が申請人宅で、問題はないかと思われます。

○議長(会長)

説明が終わりました。

補足説明しますと、譲渡される○○さんは相続されこの土地の存在を把握されています。譲り受ける○○さん宅の隣でもあり夏場は特に山口さんが管理をされている事もあり今回の申請になっています。問題ないでしょう。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP4が申請内容で、P5に位置図、P6に航空写真を添付しています。 〜資料の読み上げ〜

○議長(会長)

説明が終わりました。 現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

同じく28日、正副会長と〇〇委員、事務局と私にて現地を確認してまいりました。現地をP5の位置図で説明しますと、〇〇地区の県道〇〇線沿いに 昔利用されていた〇〇があります。そこから30mほど行った先の左脇道を60mほど行ったところに譲受人住宅があってその裏手になります。形状は 1枚の田んぼでその中に申請の土地があると言ったような状況です。兄弟であり問題ないと思います。

○議長(会長)

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○最適化推進●番委員

○○さんから連絡がありまして確認しました。割田になっている兄弟さんの土地であり問題はないです。

○議長(会長)

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP7が申請内容で、P8に位置図、P9に航空写真、P10に土地利用計画図を添付しています。 〜資料の読み上げ〜

○議長(会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

同じく28日、正副会長と〇〇委員、事務局と私にて現地を確認してまいりました。P8位置図で説明しますと、下の中央が〇〇です。〇〇地区内を上って行くと〇〇がありまして、その先の右脇道を入って直ぐのところでした。もともと牛舎が建っていたところを解体し、先にある土地を含め〇〇の家を建てられるという事で問題ないと思います。

○議長(会長)

地元委員さんで補足説明があいましたらお願いします。

○ ●番委員

現地確認委員さんが言われました様に、○○さんの土地を借りて○○さんが家を建てられます。問題はないかと思われます。

○議長 (会長)

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP12が申請内容で、P13に位置図、P14に航空写真、P15に土地利用計画図を添付しています。 ~資料の読み上げ~

○議長(会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

現地確認してきました。場所は、○○の傍で、道沿いの左側の土地でした。問題ありません。

○議長(会長)

地元委員さんで補足説明があいましたらお願いします。

○●番委員

申請地は、譲り受けられる〇〇さんの家の前に土地はありました。現地確認した時は刈り取った草木が角に置いてある状態でした。家の前でもあり管理はしやすいかと思われました。

○議長(会長)

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請3番について議題とします。

また、関連がありますので申請4番も同時に議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

申請3番

議案書のP16が申請内容で、P17に位置図、P18に航空写真、P19に土地利用計画図、P20に断面図、P21に立面図を添付しています。申請4番

議案書のP22が申請内容で、P23に位置図、P24に航空写真、P25に土地利用計画図、P26に断面図、P27に立面図を添付しています。

~資料の読み上げ~

○議長(会長)

説明が終わりました。 現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

同じく28日、正副会長と○○委員、事務局と私にて現地を確認してまいりました。P17の位置図で説明しますと、右側の上から下に○○と国道○○ 号線が通っていて左側は○○の敷地です。○○を下りてきて国道に出る手前から○○地区へ入った○○の先が申請された場所です。 P18の航空写真を見てもらうと、この場所に○○の住宅が建設されるようになります。関係するところの許可も受けてあるので問題ないと思います。

○議長(会長)

地元委員さんで補足説明があいましたらお願いします。

○●番委員

現地確認委員さんの言われたとおり問題ないかと思います。

○議長(会長)

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は別々に行います。

議案第2号農地法第5条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による申請4番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請5番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP28が申請内容で、P29に位置図、P30に航空写真、P31に土地利用計画図、P32・33に断面図、P34に立面図を添付しています。

~資料の読み上げ~

○議長(会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

同じく28日、正副会長と〇〇委員、事務局と私にて現地を確認してまいりました。P29の位置図で説明しますと、地図中央に〇〇と〇〇があります。〇〇と県道との間が申請された場所でした。農振除外も終わり関係するところの許可も済んでいて問題はないかと思います。

○議長(会長)

地元委員さんで補足説明があいましたらお願いします。

○ ●番委員

行政書士が来られて説明を聞きました。現地確認委員さんも言われるように関係するところの手続き等も済まれていて問題はないかと思われます。

○議長(会長)

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請5番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画について申請1番から申請2番、利用権の設定について一括して 議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

今まで相対にて利用権設定を結ぶ際、双方必要事項を記載した申請書を事務局に提出し、総会に諮っていましたが、今月の案件からは間に中間管理機

構を介しての契約となります。

それでは申請1番 議案書のP35が申請内容、P36に航空写真を添付しています。

~資料の読み上げ~

申請2番

議案書のP37が申請内容、P38に航空写真を添付しています。

~資料の読み上げ~

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議長(会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。 質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○ ●番委員

申請1番は割田になっているようですが、受けられる○○さんの土地ですか。

○事務局

そうです。

○議長(会長)

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は一括して行います。

議案第3号申請1番から申請2番について集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番・申請2番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして議案第4号 非農地証明願い申請1番について議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のP39が申請内容で、P40に位置図、P41に航空写真、P42に現地写真を添付しています。 〜資料の読み上げ〜

○議長(会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

同じく28日、正副会長と〇〇委員、事務局と私にて現地を確認してまいりました。P40の位置図で説明しますと、中央に〇〇があり申請地東側の水色のところは〇〇です。事務局の説明にもありましたように昔転用許可を受けてあるので問題ないと思います。

○議長(会長)

地元委員さんで補足説明があいましたらお願いします。

○●番委員

建物は解体され更地になっていました。非農地として仕方がないかと思われます。

○議長(会長)

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号非農地証明願い申請1番について許可することに替成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は許可されました。

以上で、本日の議事事項について全て終了いたしましたが、その他ございませんか。(なしの声)

無いようですね。

これにて、令和7年第5回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、6月2日(月)の予定です。